本号で公布された法令のあらまし

◇令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第十五号）（内閣府本府）

1　令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害を激甚災害として指定する。（本則関係）

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）

⑴　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

⑵　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

⑶　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第十六号）（内閣府本府）

1　令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和九年二月二十八日まで延長する。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第十七号）（厚生労働省）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行期日は、令和八年十月一日とする。

政　令

令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十五号

令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和八年一月六日の地震による災害で、鳥取県境港市の区域に係るもの	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十六号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。